

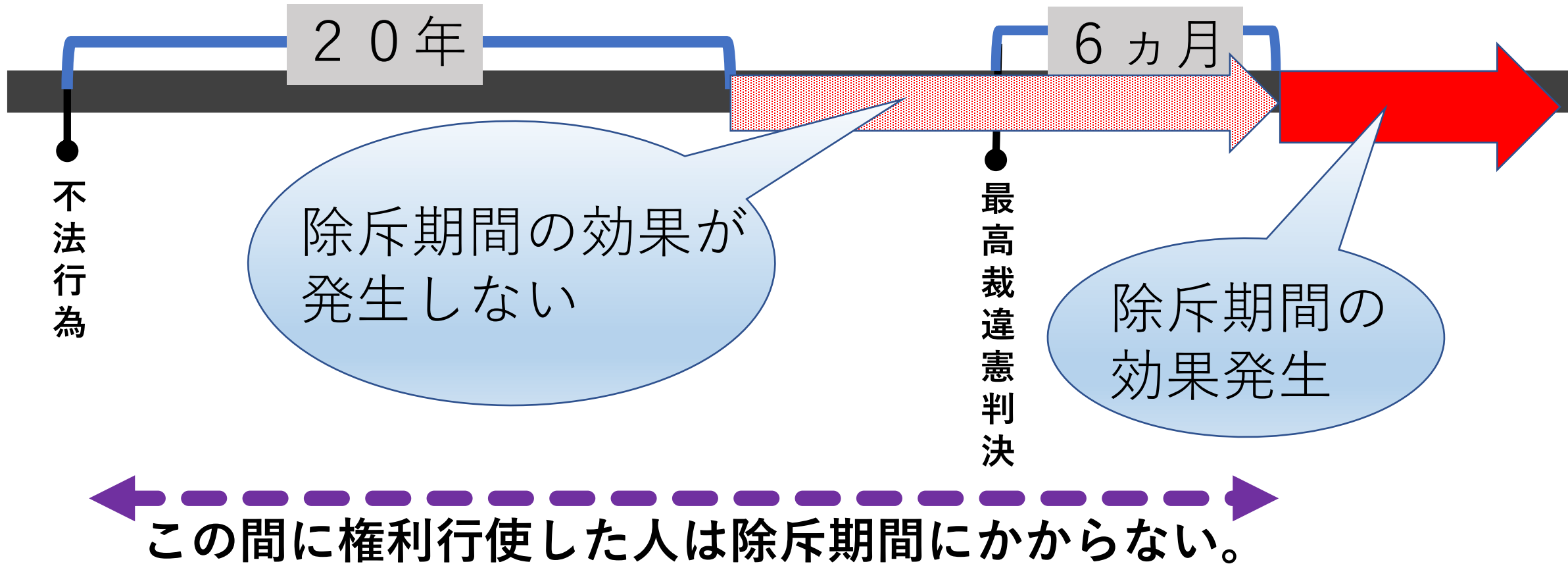
除斥期間についての 新主張

～最高裁の違憲判決が出るまでは
除斥期間は効果が発生しない～

除斥期間に関するこれまでの主張

- 民法724条後段
不法行為の時から20年経過⇒損害賠償請求権消滅
- 国
「手術時から20年経過。原告らの損害賠償請求権は消滅」
- 原告らの主張
 - ①民法724条後段の適用を一切認めるべきではない
 - ②除斥期間のカウントが始まる時をできる限り遅らせるべき
(本件：平成29年等とすべき)₂

新たな主張の概要



札幌地裁判決と裁判長のことば

- 札幌地裁判決

「除斥期間の適用を正義・公平の理念という極めて抽象的な概念のみに基づいて排除するというのは、原告の受けた被害の重大さを考慮に入れても、なお躊躇がある」 (要約)

- 札幌地裁の広瀬孝裁判長「(被害者の) これまで苦勞されてきた人生を肌身に感じ、それ故(請求を) 認容できるところはないか直前まで議論に議論を重ねた。しかし、法律の壁は厚く、60年はあまりにも長かったので、こうした判断となった。」

裁判所の悩み

これまでの同種事件判決

- 仙台地裁判決・東京地裁判決・札幌地裁判決

→いずれも旧優生保護法は違憲。

ただし請求棄却。

- 裁判所の悩みにこたえる新主張が必要

新主張の位置づけ

- 最高裁判例の除斥期間を適用しない論理

① 除斥期間の始期を遅らせる（そもそも20年経過していない）…主張済

② 20年は経過したが、ある時点を基準としてそこから6か月経過するまでは除斥期間の効果が発生しない（終期を区切る主張）…**主張していない**

→②をフォローする新主張（山野日意見書）

新主張の根底にある価値判断

●どの時点から6か月間は除斥期間の効果が発生しないと考えるか？

《被害構造》

旧優生保護法（**違憲の法律**）→**重大な人権侵害**

⇒最高裁による違憲判決の時点を基準

●違憲な法によって国策としてなされた人権侵害の事案
＝除斥期間を漫然と適用すべきでない

正義公平の理念

憲法違反であることが確定する時

- 旧優生保護法が違憲であることは明白。

《しかし》

- 法律が憲法違反であることが最終的に「確定」するのは最高裁判所による判断の時。

= 憲法 8 1 条 「決定」

違憲が最高裁で確定される前の 内閣の義務

- 最高裁判所で違憲が「確定」するまで

内閣は法律を誠実に執行する義務を負い続ける（※憲法73条1項）

最高裁違憲判決前の国の裁判への対応

- 国は裁判で違憲であることを争い、「当時は適法」と国は主張。

= 裁判で徹底的に争う

→ 被害者にとって裁判は重い負担

それなのに（最高裁判決が出る前に）機械的に20年で除斥期間にかかるとするのは不当。

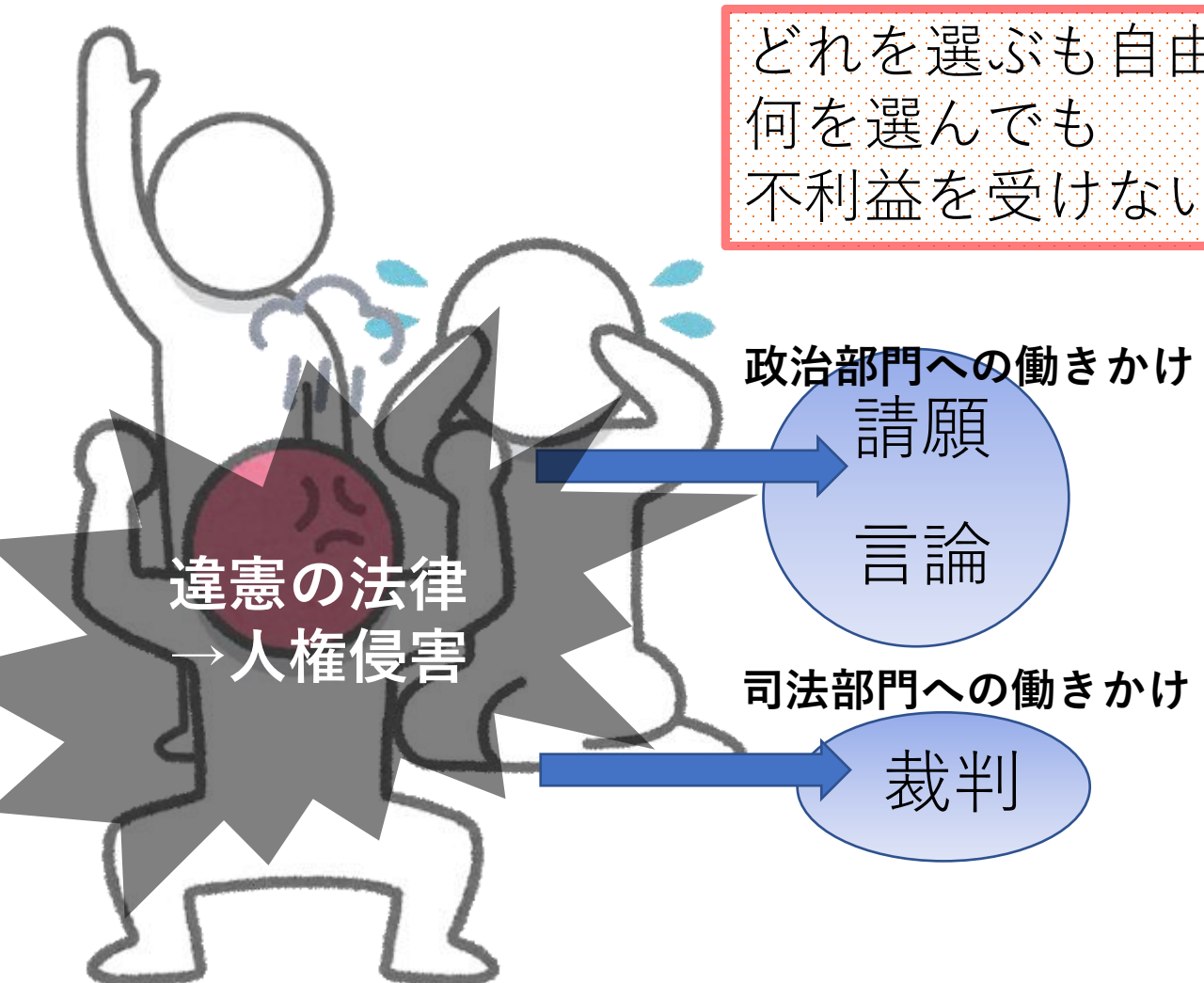
違憲の法律による人権侵害があった時の 人権救済の手段…実定法上の抵抗権

どれを選ぶも自由
何を選んでも
不利益を受けないはず

なのに・・・

政治部門に対する
働きかけをした者が
20年以内に裁判による
権利行使をしなかった
→除斥期間による権利消滅？

→不当。



被害構造と抵抗権保障から導かれる結論

《被害構造》

- 旧優生保護法は違憲で人権侵害もある（国策による人権侵害）
- 最高裁により違憲が確定しない間…国が徹底的に裁判で争う
- 20年以内に提訴しなければならないのは非常に重い負担

《だからこそ》

- 最高裁による違憲判断＝国が争わなくなる＝裁判の負担軽減
この時点で権利行使することが認められるべき。
※最高裁判断前に20年経過した者も同様。

法解釈

- 民法の時効規定を根拠

…時効期間が満了していても特定の事情がある場合は時効の完成が一時的に猶予される

(例) 民法159条…夫婦間の借金などの請求権

離婚成立後6か月経過するまで

時効の完成が猶予

(条文の趣旨)

夫婦である間は請求しづらい関係にある等

本件と状況が似ている

これまでの最高裁判所の判決とも整合

- 最高裁平成10年6月12日 予防接種による後遺障害の事案
→ 民法158条（後見人選任後6か月間の時効完成を猶予）

成年後見人選任後6か月経過するまでは

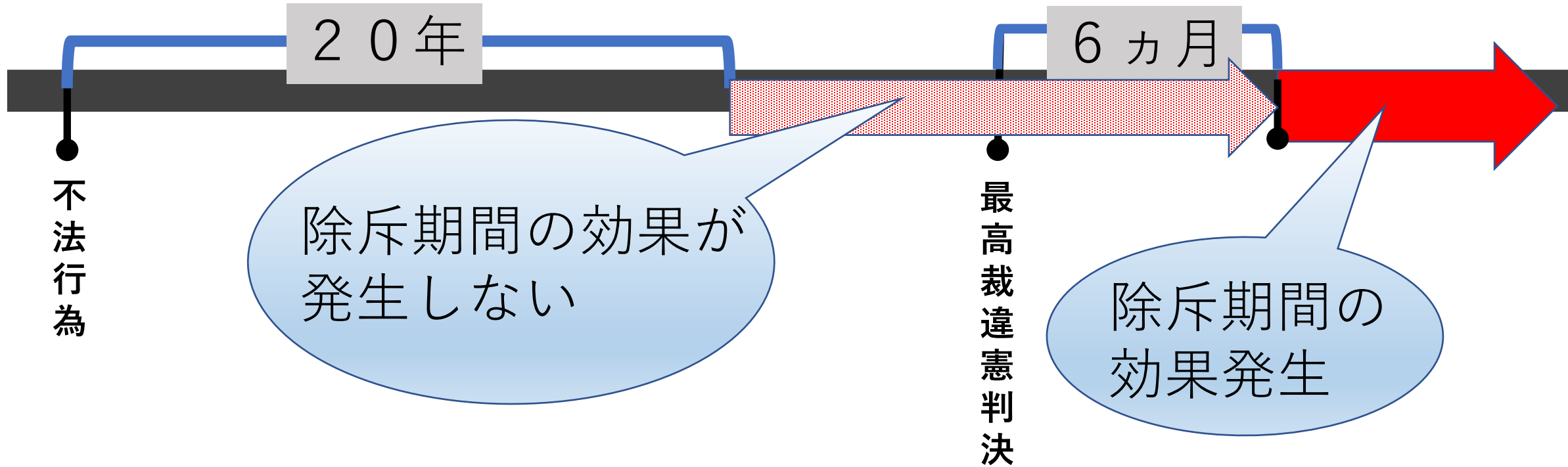
除斥期間の効果が発生しない

- 最高裁平成21年4月28日 殺人事件で死体が隠された事案
→ 民法160条（相続人確定後6ヵ月間の時効完成を猶予）

相続人確定後6か月経過するまでは

除斥期間の効果が発生しない

結論



この間に権利行使した人は除斥期間にかからない。

控訴人らの請求は
除斥期間にかからない

裁判所に対する要望

- 除斥期間の壁を乗り越えるための裁判所の悩み・疑問に答える新主張
- 人権侵害の特徴的な経過と被害構造に着目して検討していただきたい。